

第 5 章

生 活 環 境

1 基本方針

地域で安心して暮らすためには、障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で生活しやすい生活環境の整備を推進するため、障害のある人に配慮したまちづくりが重要です。そのためには、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間などの生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、街中まで連続したバリアフリー環境の整備をすることが求められています。障害のある人の立場に立って建築物や道路などを整備することにより、日常的な活動や社会への参加をしやすくする生活環境を確保し、障害のある人が住みよいまちづくりを進めることが重要です。また、障害のある人が地域で安心して暮らすためには、障害のある人が自立生活の可能な住宅が整備されている必要があります。このような住宅は福祉のまちづくりを支える地域資源としても重要です。

そして、障害のある人が住みよいまちとは、障害のある人だけでなく、あらゆる人にとって住みよいまちであると言えます。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 住宅の確保
- (2) 公共交通機関及び公共的施設等のバリアフリー化の推進等
- (3) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

2 現状と施策の方向性について

課題（1）住宅の確保

項目	現状	施策の方向性
1. 市営住宅の確保	市営住宅について、障害のある人向け住宅の確保を図っています。	新規建設住宅のある場合には一定の戸数の確保を図っていきます。 [担当課] 住宅政策課
2. 市営住宅への入居の促進	障害のある人のいる世帯については、一般の世帯に比べて収入基準等の入居者資格の緩和措置を行っています。	入居者資格の緩和措置を行い、障害のある人の入居の促進を図っていきます。 [担当課] 住宅政策課

項目	現状	施策の方向性
3. 住宅整備の促進	住宅を障害のある人などが生活しやすく増改築するため、無料相談会の実施、相談会の周知など相談体制の整備を図っています。	無料増改築相談会を行うとともに、チラシ配布にて周知を図っていきます。 [担当課] 住宅政策課
4. 住宅改造の支援	①障害のある人又は同居する家族が、障害者のために既存の住宅の補修及び増改築をする場合に資金を無利子で貸し付けています。	①障害のある人がより生活しやすくなるよう、住宅整備資金貸付を行い、障害のある人の社会生活の向上を図っていきます。 [担当課] 障害福祉課
	②障害のある人のために浴室やトイレ等を改造した場合に、その費用の一部を助成しています。	②住宅改造資金の助成について、制度周知を図り、適切な利用を促進していきます。 [担当課] 障害福祉課
5. 民間賃貸住宅入居支援事業の利用促進	連帯保証人の確保に苦慮している障害者世帯等に対し、民間賃貸住宅情報の提供、入居保証、低所得者については、家賃等債務保証契約時に要する初回保証料の一部を助成しています。	介護保険高齢者福祉ガイド、障害福祉のしおり、市のホームページに掲載して周知を図っていきます。 [担当課] 住宅政策課

課題（2）公共交通機関及び公共的施設等のバリアフリー化の推進等

項目	現状	施策の方向性
1. 公共交通機関の利用の利便性の確保	①公共交通機関の構内通路、階段、エレベーター、エスカレーター、改札口、券売機、乗降場などについて、事業者が施設の新設や大規模な改修等を行う際には、「バリアフリー新法 ¹ 」、「千葉県福祉のまちづくり条例」などに基づいた施設となるように呼びかけています。	①事業者が駅の改修等を行う際にバリアフリー化を呼びかけることで施設整備が進められており、引き続き各種法令の遵守等による駅施設のバリアフリー化を呼びかけていきます。 [担当課] 都市計画課
	②鉄道事業者が行うバリアフリー化設備設置費等の一部を補助し、鉄道駅の移動等円滑化による利便性の確保を図っています。	②鉄道駅のバリアフリー化を実施する鉄道事業者に対して、国とともに事業費の補助を行い、鉄道駅のバリアフリー化の促進を図っていきます。 [担当課] 都市計画課
2. 市が建設する施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進	市の施設の新設または改修を行うに当たり、アプローチ（敷地内の通路）、駐車場、出入口、階段、手すり、エレベーター、トイレ（オストメイト ² 対応型トイレ含む）など障害のある人に配慮しています。	今後も市の施設の新設または改修の際に、障害のある人に配慮したバリアフリー化を進めていきます。 [担当課] 関係各課
3. 公園等の整備	公園等の出入口、園路、水飲場、トイレなど、障害のある人に配慮しています。	「船橋市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を遵守しバリアフリー化を行っていきます。 [担当課] 公園緑地課

¹高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律です。

² ストーマが造設されている人です。（人工肛門保有者、人工膀胱保有者とも言います。）

課題（3）障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

項目	現状	施策の方向性
1. 総合的かつ効果的なまちづくりの推進	窓口において、「千葉県福祉のまちづくり条例」などの周知を図り、総合的かつ効果的なまちづくりを推進しています。	「千葉県福祉のまちづくり条例」などを事業者に対して説明するなど制度の更なる理解を図っていきます。 [担当課] 障害福祉課
2. 民間建築物のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの促進	不特定多数の人が利用する民間建築物の新設または改修を行うに当たり、建築主・事業者などに対して「バリアフリー新法」、「千葉県福祉のまちづくり条例」などの周知徹底と意識・理解の高揚を図っています。	窓口に来庁された事業者等に、バリアフリー化及びユニバーサルデザインの促進について周知していきます。 [担当課] 建築指導課
3. 「船橋市移動円滑化基本構想」で位置付けられた重点整備地区のバリアフリー化	重点整備地区の特定旅客施設及び公共公益施設等への特定経路のバリアフリー化事業を、効果的かつ円滑に推進するよう、関係機関に呼びかけています。	旅客施設、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進していきます。 [担当課] 都市計画課 道路建設課
4. 歩道環境の整備	歩行空間を確保するため、できるだけ幅の広い歩道を整備しています。	個々の路線条件等の中でできるだけ幅の広い歩道を整備していきます。 [担当課] 道路建設課 街路課

項目	現状	施策の方向性
5. 人にやさしい歩道への整備	<p>既設の歩道の整備について、段差、凹凸、急な勾配を解消するため、歩道を整備しています。</p> <p>また、障害のある人に配慮した歩行空間の整備の推進のため、視覚障害者誘導用ブロックの設置・色の塗り直し工事、危険箇所に点字ブロックを設置しています。</p>	<p>誰もが歩きやすくするため、既設歩道の段差や急な勾配を解消し、バリアフリー化を図っていきます。</p> <p>また、視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、透水性舗装を採用していくなど、障害のある人への安全に配慮し取り組んでいきます。</p> <p>[担当課] 道路建設課</p>
6. 放置自転車の解消	<p>自転車等駐車場の整備、放置自転車等の撤去移送及び自転車利用者への啓発などにより、歩行の妨げとなる放置自転車の解消に努めています。</p>	<p>放置自転車の防止の啓発と撤去に関しては、引き続き取り組みを行っていきます。</p> <p>駐輪場整備を計画的に進めるために、「船橋市自転車等駐車対策に関する総合計画」策定していきます。</p> <p>[担当課] 都市整備課</p>
7. 不法占有物の除去	<p>歩行者等の通行障害となることから、日、祝、年末年始を除き毎日撤去作業を行っていきます。</p>	<p>「屋外広告物法」及び「船橋市屋外広告物条例」に基づき、公共の場所に掲出されている違反屋外広告物の除去を行っていきます。</p> <p>また、パトロール回数を増やす等、不法占有物件の除去を進め、歩行空間の確保に努めていきます。</p> <p>[担当課] 都市計画課 道路管理課</p>

項目	現状	施策の方向性
8. 交通安全思想・教育の推進	交通事故の防止に努め、実践的な交通安全教育を実施し、交通安全思想及び教育の推進を図っています。	<p>春・秋の全国交通安全運動期間を中心とした交通安全啓発に関するイベントや交通安全教室などを実施することによって、交通事故の防止を図っていきます。</p> <p>[担当課] 市民安全推進課 保健体育課</p>